

ケイマン籍ファンドの 監査サービス

*Solution Overview:
Audit service for Cayman
domicile funds*

日本の機関投資家や投資信託にとって、Cayman Island Unit Trustをはじめとするケイマン籍ファンドは重要な投資対象として位置付けられており、その重要度はますます増しています。ケイマン籍ファンドの多くは外国監査法人によって監査がなされてきましたが、PwCあらた有有限责任監査法人はPwCのグローバルネットワークと連携しながら、ケイマン籍ファンドに対する監査サービスを提供しています



日本の監査法人による監査

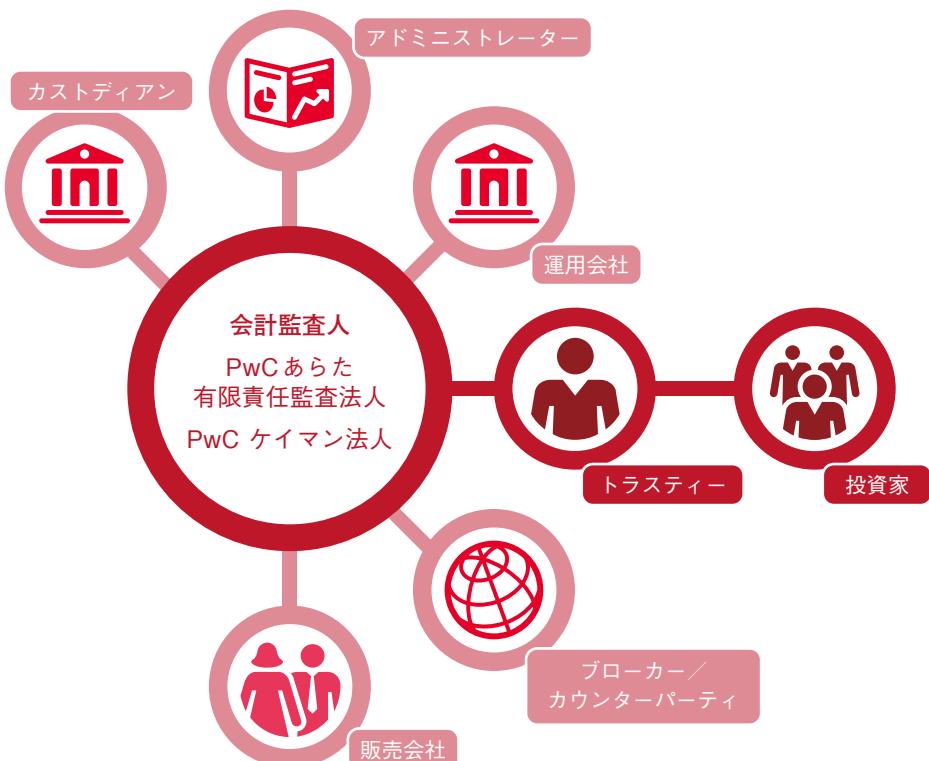
これまで日本での機関投資家や投資信託に向けて、国内の金融機関が中心となって組成したケイマン籍ファンドであっても、おもに外国の監査法人による監査がなされてきました。そのため、国内とケイマン籍ファンドの双方を踏まえた会計基準、税務および実務の監査サービスの提供を求める声が投資家からあがっていました。PwCあらた有限責任監査法人は、PwCグローバルネットワークの海外法人でケイマン籍ファンドの監査を経験した日本人およびPwC海外法人からの出向者が中心となって監査を実施する体制を有しており、上記のような監査サービスを日本語で提供することが可能です。

ケイマン籍ファンドの監査の仕組み

通常、ケイマン籍ファンドの代表的なスキームであるCayman Island Unit Trustについては、監査人はファンドのトラステーと監査契約を締結し、トラステーに対して監査報告を行います。トラステーは投資家に対して監査済みの財務諸表を報告します。監査の過程では、監査人はカストディアン、アドミニストレーター、運用会社、販売会社、デリバティブ取引などのブローカー／カウンターパーティなど各種ファンド関係者に監査資料や確認状の依頼を行います。

これらのコミュニケーションは大部分が英語、一部が日本語で行われるため、会計監査人には両言語での対応が求められます。

ケイマン籍ファンドがケイマン諸島のミューチュアルファンド法におけるRegulated Mutual Fundsに該当する場合、ケイマン諸島金融庁(Cayman Islands Monetary Authority)に承認された監査法人が監査報告書を発行する必要があります。この場合は、実際の監査作業はPwCあらた有限責任監査法人が行い、その結果をPwCケイマン法人に報告します。その上で対外的な監査報告書はPwCケイマン法人が発行する形でサービスを提供します。



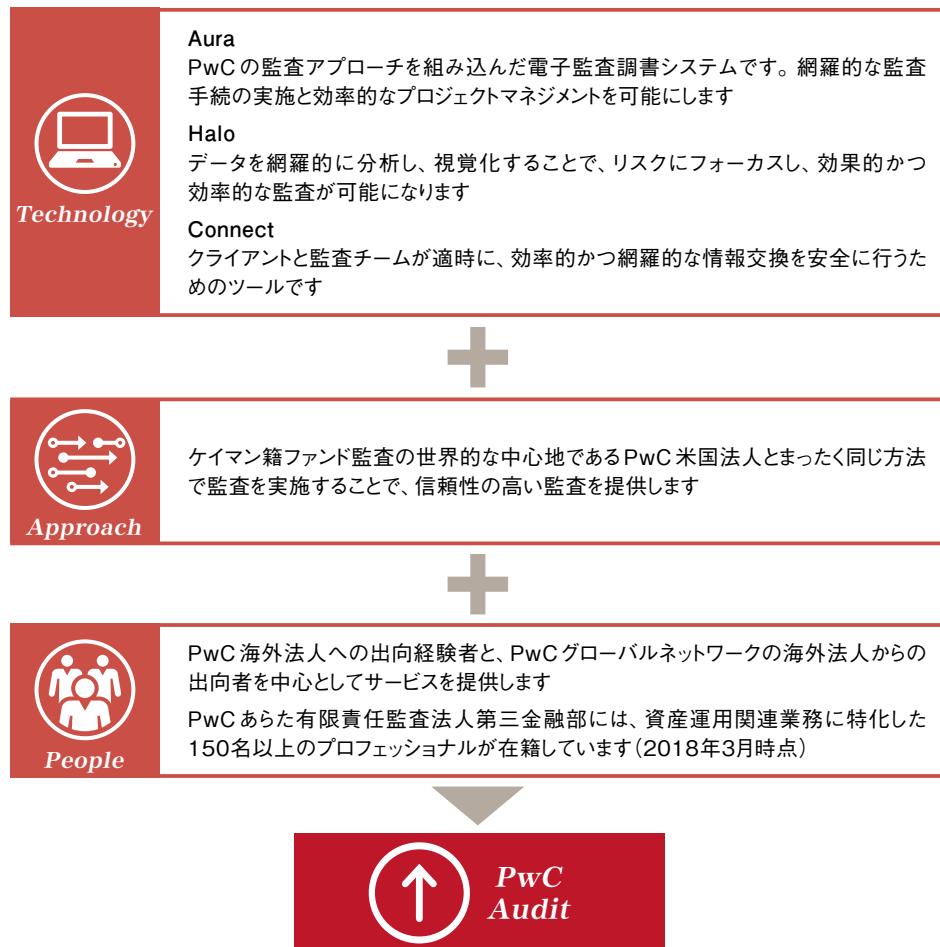
ケイマン籍ファンドに投資する日本の機関投資家は、銀行、保険会社などの金融機関、年金、事業会社、投資信託などさまざまであり、その多くが日本基準、一部が米国基準や国際財務報告基準(IFRS)に基づいて財務報告を行っています。日本基準の適用にあたっては、機関投資家の業種別の会計基準、会計実務も踏まえる必要があります。

PwCあらた有限責任監査法人はこれら機関投資家の会計処理に関する豊富な知見を有しています。

ケイマン籍ファンドの財務報告基準

通常、ケイマン籍ファンドの財務報告は米国会計基準、もしくは国際財務報告基準(IFRS)に基づいて行われます。PwCあらた有限責任監査法人は、双方の財務報告基準に基づいたケイマン籍ファンドの財務諸表監査に豊富な実績を有しています。また、ケイマン籍ファンドに投資した日本の機関投資家側の会計処理や、税務上の取り扱いについても十分な知見を有しています。

PwC の監査アプローチ



PwCは運用資産規模で世界のトップ100の資産運用会社のうち、72社にファンド監査業務を提供しています¹(2016年6月時点)。PwCあらた有限責任監査法人はPwCが世界で適用する監査アプローチであるPwC Auditに準拠したファンド監査業務を提供します。

¹ 資産運用会社が運用するファンドのうち、一部のファンドに監査を提供している場合も含みます

ケイマン籍ファンドのアセットクラスとしては伝統的資産、不動産、プライベートエクイティおよびヘッジファンドなどが想定されます。

PwC米国法人はそれぞれのアセットクラスを想定した詳細な監査方法を有しており、PwCあらた有限責任監査法人は当該方法に準拠した監査を行うことで、信頼性の高い監査を提供します。

PwCの強み

- PwC米国法人を中心にグローバルネットワークの海外法人からの出向者が多数在籍しています。その全員がケイマン籍ファンドの監査の経験者です。
- PwCグローバルネットワークの海外法人に出向し、ケイマン籍ファンドの監査を実施したものも多数在籍しています。その全員が、日本もしくは外国の公認会計士の資格を保持し、日本でも投資信託、資産運用業向けの監査業務に従事しています。
- ルクセンブルク、ダブリン(アイルランド)、ボストン(米国)など資産管理業務の国際的な拠点に継続的に出向者を派遣しており、国際的な知見に基づいたサービスを提供し、海外の最新動向について意見交換することができます。

資産運用セクターにおける各国との人材交流の状況



PwCあらた有限責任監査法人のご紹介

PwCあらた有限責任監査法人は、卓越したプロフェッショナルサービスとしての監査を提供することをミッションとし、世界最大級の会計事務所であるPwCの手法と実務を、わが国の市場環境に適した形で提供しています。さらに、国際財務報告基準(IFRS)の導入、財務報告にかかる内部統制、また株式公開に関する助言など、幅広い分野でクライアントを支援しています。

PwCあらた有限責任監査法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-1-1

大手町パークビルディング

TEL: 03-6212-6800

お問い合わせ

pwcjppr@jp.pwc.com